

令和 4 年度第 2 4 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出 日：令和 5 年 3 月 2 2 日

担当部・課：保健福祉部保健福祉総務課〔内線 2 4 5 9〕

① 件 名
社会福祉法人石巻市社会福祉協議会との災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定の締結について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 近年、災害救助法が適用される大規模な災害が頻発する中で、被災地に駆けつけるボランティアやNPO等によるきめ細やかな被災者支援が重要な役割を果たしており、大規模災害時に地域の社会福祉協議会が設置するボランティアセンターは、行政による災害対策とあいまって、多様なボランティアニーズ及び被災者ニーズに 대응している。</p> <p>このため、国では、公助による救助の円滑化及び効率化を図るため、救助とボランティア活動の調整に必要な人員の確保に要する費用の一部を災害救助法の国庫負担の対象とすることを決定し、地域の社会福祉協議会と災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置・運営等に関する協定を締結すること等を要件としたことから、本市では、社会福祉法人石巻市社会福祉協議会とのセンターの設置・運営等に関する協定締結に向けて、それぞれの役割等の協議を行ってきた。</p> <p>【目的】 同協議会との協議が調ったことから、センターの設置・運営等に関する協定を締結し、被災者の生活支援に寄与する。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 石巻市地域防災計画（共通編） 第 2 章 災害事前対策 第 13 節 災害時ボランティアの受入れ 第 1 節 災害ボランティア受入れ体制の整備</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
令和 5 年 1 月～ センターの設置・運営等に関する協定の締結に向けた協議
⑤ 主な内容
<p>1 協定内容 ボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、以下の取組について協力して措置を講じる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) センターの設置に関する事 (2) センターの設置場所に関する事 (3) センターの運営に関する事 (4) センターの業務に関する事 (5) センターの設置運営に係る費用に関する事 (6) センターの閉鎖に関する事 (7) 災害ボランティア活動における損害補償に関する事 (8) 平常時における体制整備に関する事 <p>2 協定締結期間 協定締結の日から 1 年間（1 年ごとに自動更新）とする。</p>

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> <p>【影響・効果】 センターの円滑な設置及び運営により、広域から駆け付けるボランティア等の活動の後押しが図られ、被災者の生活支援に寄与することが期待される。</p> <p>【市財政への負担】 センターに係る費用のうち、人件費（社会福祉協議会職員の時間外手当等）及び旅費（センターに派遣する職員に係る旅費）について災害救助費の対象となる。</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p> <p>県内他自治体の協定締結状況（令和4年2月末現在） 仙台市（令和4年1月7日締結）ほか14自治体（4市9町1村）が締結している。</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> <p>令和5年3月28日 協定締結式</p>
<p>⑨ その他</p> <p>協定締結後については、災害救助法が適用される災害が発生し、センターの設置が必要と判断される都度、社会福祉法人石巻市社会福祉協議会とセンターに係る委託契約を締結する予定。</p>